

— No. 342 —



川越

広報

■ 発行所 川越市役所

■ 電話 川越 (0492) 24-8811(代)

■ 発行人 川越市長 加藤龍二

■ 編集 企画部企画課

9月10日



ぼくらの作文



プール

今日は、二回目の地区プールです。プールサイドに集まり、じゅんび体そをして、からだに水をかけてプールの中に入りました。

上級生の人たちは、水しぶきを上げて軽く十メートル泳いでしまいますが、ぼくは太っていて、すぐに息がつまつて苦しくなってしまいます。でも時には、十メートル泳げることもあります。十メートル泳げると、赤線が一本もらえるのです。ぼくは、ほしくてほ

まで泳きました。立つてみたら、赤線がもらえません。自由時間になつたので、六年生の清水君たちときょうそつしました。ぼくはがんばつて息がきれました。

高階小四年 田中信也

清水君たちは、ぼくよりも何メートルも先に行つていました。それから、くり返しきり返し練習しましたが、残念ながら時間がきてしましました。家に帰つてお母さんに、

「今日は、調子が悪かつたから、

清水君たちは、ぼくよりも何メートルも先に行つていました。それから、くり返しきり返し練習しましたが、残念ながら時間がきてしましました。家に帰つてお母さんに、

「今日は、十メートル泳げなかつたよ。」

と、言うと、「そつ、それで元気がないのね。」と、お母さんも、がつかりしたようでした。ぼくはがんばつて息がきれました。

夏休みはあと半分あります。

ぼくは、まず、息つきの練習を

して、それから、ばた足を強く

して、夏休み中には、十メートル以上泳げるようになつたと思

います。

十メートル泳げるようになつて、もつた赤線をぎゅうっと手のひらに、にぎつて、……

「お母さん、赤線だよ。」……

お母さんが赤線をぬいつけてくれた、かっこいいぼく、……

考えると楽しくなります。

写真ニュース

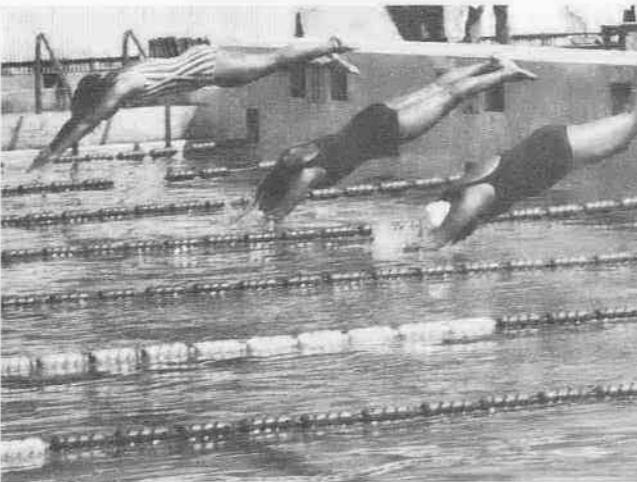
みなさまのまわりで明るい話題がありましたら、企画課広報係までご連絡ください。

水しぶきをあげて力泳

第26回市民体育祭水泳の部

9月2日、市・市教委・市体育協会主催の第26回市民体育祭水泳の部が県立川越高校プールで行われました。

当日は、ジュニアA・B、一般A・B・Cの各部に分かれ、自由型、バタフライ、リレーなどの競技が行われ、参加者は水しぶきを上げて力泳していました。



グループ紹介



(社会福祉協議会扱い)

▼福祉事業へ

▽二万一千八百八十五円

▼川越市下小坂四四七一七

▽一万四千八百五十円

▼あけぼの児童園へ

▽三万二百七十五円

▼川越勤労青年ホーム利用者(代表神藤亀次)

東洋大工学部文化団体連合、

山田盆栽会員

現在会員は六

十八名、文字どおり老若男女、ベテランから初心者まで、趣味を通じてのなごやか

な仲間集団です。

この会は今年の四月にでき

たばかりではやまだですが毎

月一回の例会(主として実技講習)に集まるのを楽しみに

しています。

会員の中には山田盆栽

会員です。

こんな呼びかけで

公民館の盆栽教室に

参加した有志が母体

交換などをしません

か。

るおいをもたせるた

めに趣味の仲間をふ

やし、情報や技術の

交換などをしません

か。

て新旧住民の融和、心のふれあい

ができ、地域発展の一翼をになつ

ている感もあります。

事業面では例会のほか、公民館

との共催で六月に「さつき展」を

開きました。また、十一月には盆

栽会を予定しています。会員たち

は自分たちだけではなく、地域社会

のために積極的な活動をし明るい

環境づくりを進めたと張り切つ

ています。

※くわしくは、山田公民館(大

字山田一六一一七、
22-419

四)へお尋ねください。

通りやんせーのメロディーが流れ

視力障害者も安心して横断

八月二十二日、川越市笠幡の県立盲学校に近い、県道川越一高線霞ヶ関神社バス停前の横断歩道に、目の不自由な方が安心して横断できるチャイム付押ボタン式信号機が完成し、同日県立盲学校の生徒が渡り初めをしました。

この信号機は、ボタンを押すと「通りやんせー」のメロディーが約二十秒間流れ、目の不自由な方でも安心して横断ができるというもので、県下初の試みです。



後継者の養成と情操教育に 万作踊りを指導

下老袋の万作踊り(県指定無形文化財)保存会(会長関根次太郎さん)では、後継者の養成と、子どもたちの情操教育を兼ね、万作踊りの手ほどきをしました。

練習は8月8日から25日まで行われ、会場となった地区公民館には、小学校1年から6年までの子どもたち19人と母親多数が毎日休みなく集り、熱心に練習、難しい「ふり」ですが、熱の入った指導と、真剣な練習で、めきめき上達二つの踊りをマスターしました。



川越商が準優勝

全国高校英文タイプ競技会

8月12日、東京で開かれた全国高校英文タイプ競技大会で、川越商(埼玉代表)が準優勝しました。川越商の英文タイプ部は以前から有名で今回おもしろく優勝を逃しましたが、その成績は国際タイプ競技成績レベルと高いものでした。

今後同校英文タイプ部の国際舞台での活躍が期待されています。

実際の製作者である鍛師の丹治久支、大江真重の二人についてはどのような経験の人か、よくわかっていない。ただ丹治久支については、河内國(大阪府)の鍛物師丹治久支と同一人物なのかなあるいは久友の子息か弟子なのか、現在のところでは今後の研究にまつ以外にありません。いずれにしても、丹治氏の一族であることだけは確かです。彼が関東へ来たのは鎌倉の大仏を鋳造するとき、物部氏の手助けをするために招請されたのが直接のきっかけだといわれております。

大仏は建長四年(1252)に完成しましたが、すぐには郷里へ帰らずしばらく鎌倉に滞在していらしく、この期間に河越越重から銅鐘鑄造の依頼を受け製作したものでしょう。では

経重はなぜ丹治氏に依頼したのでしょうか。鎌倉には物部氏が鍛物師棟梁として、とくに北条氏の厚い信頼をうけ大仏鑄造の功勞により大和守に任せられて強い勢力を持っていました。鎌倉の各大寺院や前に述べた慈光寺など鎌倉を



寺院の銅鐘をほとんど铸造しました。したがって丹治氏は鎌倉に近い所では、丹治の仕事がなかなかできませんでした。丹治の铸造したもの

丹治氏へ依頼は謎

養寿院銅鐘の铸造

以上のようこの銅鐘は貴重な金石資料なので、昭和三年という記録がなく、どのよくななのが不明です。

たいへん興味深いものがいるといえましょう。も

らかになるかもしれません。その意味で経重と丹治との関係は鎌倉時代の郷土史を研究するうえで重要な性格や彼と北条氏との関係などが一層明確になります。と同時にこれを解説することによって、幕府内部における経重の性格や彼と北条氏との関係などが一層明らかになるかもしれません。鎌倉時代の郷土史を研究するうえで

あるといえましょう。も

う一人の大江真重については全然記録がなく、どのよくななのが不明です。

なおこの時代の鍛物師としては甲斐国で活躍したト部氏、下総国で活躍したト浦氏、宇都宮の和泉守等がおります。(以下次回へ続く) —市史編さん室

夏季プール開園まで
内温水プール
同じく9月
十一日から室
内温水プール
もオーブンし
ます。来年の
夏季プール開園まで
季節や天
候に関係なく泳げると毎年好評
なだけ月曜日は休みです。午
前十時から午後五時まで、三
時間までおとな三百円、こど
も一百円です。午
前までおとな三百円、こど
も一百円です。

建築の無料相談会	
○九月十三日から十八日まで	○丸広百貨店六階
○午前十時～午後六時まで	校を通して教育事務所へ。
主催・青年建築家連盟	後援・川越市・川越商工會議所

この秋を自転車公園
や室内温水プールで
自転車公園
フラミング、
ジョイフル
デコなどの変
り種自転車で
秋空の下のバ
イコロジーはいがでしよう。
上尾市にある県運動公園では
午前十時から午後五時まで（月
曜日は休園）一時間五十円。
お好きな自転車に乗り換えるな
がら家族いっしょに、あるいは
親しい友人たちとともに、存分
にお楽しみください。

同じく9月
十一日から室
内温水プール
もオーブンし
ます。来年の
夏季プール開園まで
季節や天
候に関係なく泳げると毎年好評
なだけ月曜日は休みです。午
前十時から午後五時まで、三
時間までおとな三百円、こど
も一百円です。午
前までおとな三百円、こど
も一百円です。

この秋を自転車公園 や室内温水プールで

県運動公園

表チーム「ヤシカ」対「全鐘
紡」の女子バレーボール試合が
あります。
入場無料、ただし入場整理券
が必要です。整理券は、九月二
十日、午前十時から、市民体育
館入口で、先着五百人の方にさ
しあげます。一人一枚、お子さ
んはご遠慮ください。

市体協では、ことしも十八の
種目にわたって市民体育祭を開
いてまいります。すでに一、二
の種目がスタートしていますが
来る九月二十三日㈰に、市民体
育館で次のように総合開会式を行
います。

スポーツの秋、市と市教委、
市体協では、ことしも十八の
種目にわたって市民体育祭を開
いてまいります。すでに一、二
の種目がスタートしていますが
来る九月二十三日㈰に、市民体
育館で次のように総合開会式を行
います。

第26回市民体育祭 総合開会式と スポーツ公開演技

9月23日、市民体育館

六回目。実施種目と参加申込要
領は、順次「広報川越」を通じ
てお知らせいたします。
スポーツは、見るものきくも
のという時代から、いまは自分
でやるもの楽しむものという時
代に移っています。健康の維持
と増進のために、年齢をこえ
て若さを謳歌したいもの、ふる
つてご参加ください。

〔市教委保健体育課〕☎24-18

八一一、内線三二五六六。

おしらせ

ひきつづいてレントゲン間接撮影 6つの出張所管内で

- 15歳以上の方で、学校や職場で受ける方を除きもれなく受けさせてください。
- 着衣のままで撮影できます。
- 妊娠4ヵ月未満の方は胎児に影響がありますので受けないでください。

○福原管内

10. 6	9.30～10.30	武藏町公園	武藏町自治会
(土)	11.00～12.00	霞町遊園地	霞町
	1.30～2.30	中台八雲神社	中台、事業用住宅
	3.00～4.00	今福公民館	今福上、下

○大東管内

10. 8	9.00～10.30	寿町火の見下	寿町1丁目新地
(月)	11.30～12.00	東小学校	豊田新田、豊本
	1.30～3.00	大東中学校	南大塚、大塚新田、向ヶ丘地区
10. 9	9.00～10.30	大袋公民館	大袋
(火)	11.00～12.00	池辺公民館	池辺
	1.30～3.00	西小学校	山城、高橋、大袋新田
10. 11	9.00～10.30	増形集会所	増形
(木)	11.00～12.00	原新田神社前	原新田、麻倉、猪鼻
	1.30～3.00	全福連独身寮前	南台1～3丁目、新テラ、月山

○名細管内

10. 12	9.30～10.30	吉田神社々務所	吉田、みよしの
(金)	11.00～12.00	小堤公民館	小堤前
	1.30～3.00	小堤後集会所	小堤後

納期のごあんない

下水道事業受益者負担金（第2期分）

9月29日までに納めましょう

市民相談

市政相談	日曜・祝日を除く毎日	8:30～5:00
一般相談		10:00～4:00
交通事故相談		10:00～4:00
法律相談	毎月第1～第4木曜日	10:00～4:00
建築相談	毎週月・水曜日	10:00～4:00
内職相談	毎週火・金曜日	10:00～4:00
パート相談	毎月第2・第4火曜日	10:00～4:00
結婚相談	毎週水曜日	10:00～4:00
行政相談	毎月第2・第4木曜日	10:00～4:00

市民サービス部(☎24-8811, 内線861～6)

市民体育祭もことは第二十
回です。

第一回ワールドカップ日本代
表チーム「ヤシカ」対「全鐘
紡」の女子バレーボール試合が
あります。

入场無料、ただし入場整理券
が必要です。整理券は、九月二
十日、午前十時から、市民体育
館入口で、先着五百人の方にさ
しあげます。一人一枚、お子さ
んはご遠慮ください。

第三部「スポーツ公開演技」
(午後一時から)

第一部「総合開会式」
(午後一時から)

第二部「体育功労者並び
に優秀選手表彰」
(午後一時から)

第三部「スポーツ公開演技」
(午後一時から)

種目にわたりて市民体育祭を開
いてまいります。すでに一、二
の種目がスタートしていますが
来る九月二十三日㈰に、市民体
育館で次のように総合開会式を行
います。

スポーツの秋、市と市教委、
市体協では、ことしも十八の

種目にわたりて市民体育祭を開
いてまいります。すでに一、二
の種目がスタートしていますが
来る九月二十三日㈰に、市民体
育館で次のように総合開会式を行
います。

おしらせ

乳ガン予防検診予約受付 9月20日から

計量器の定期検査

文化財めぐり

申込：九月十七日から十九
日まで、市教委社会教育課
課(☎24-18811、内線
四八七-73六七一二)へ。

*費用は無料、ただし持観料
二百円見当は負担していただ
きます。なお昼食は各自ご
用意ください。

*次回は十一月二十九日の予
定です。

なります。
*ご不明の点は商工観光課(☎24-8811、内
線282～3)へ。

婦人会館料理講習会

冷凍食品を生かすなど

とき・〔午前の部〕…10月2日から30日
まで、毎週火曜日、午前10時～正午。

〔夜の部〕…9月29日から10月27
日まで、毎週土曜日、午後6時～8時。

ところ・婦人会館

対象・市内在住、在勤の女性（学生は除
きます）。

内容・冷凍食品の上手な使い方、季節の
料理。

講師・田島ヨネ先生（午前の部）、浅見
久江先生（夜の部）。

受講料・無料、ただし教材費および雑費と
して1,700円。

申込・9月20日㈭から受付けます。教材
費を添えて婦人会館へ。申込順に各部そ
れぞれ35人でめきります。

話し方勉強会9月の例会

南公民館

・日時・9月18日(火)、午後6時30分～8

お宅にも 郵便受箱を



大切な郵便物が雨でぬれたり風で飛
ばされないように、郵便受箱(ポスト)
の設置をお願いしています。
お近くの郵便局で、郵政省標準規格
品をお求めください。700円です。

ほろかげ祭り

〔県指定無形民俗資料〕

古尾谷八幡神社
西武バス(大宮行)
古谷本郷下車

おしらせ

時30分。
・会場・南公民館(川越駅西口正面、☎43
-0038)。

・テーマ・「話のまとめ方」、講師は言論科
学研究所員。

会費など一切いりません。お誘い合わせご
参加ください。ただし、会場の都合で30人まで
となっています。あらかじめ電話で南公民
館へお申込みください。

危険物取扱者試験案内

準備講習会も行われます

取得試験

試験日…10月28日(日)。
試験地…川越市ほか県内
6市。

資格…①甲種は、大学、短大、高専の化
学関係課程卒業、6ヵ月以上実務経験者
か、乙種免状のある2年以上の経験者。

②乙種は、6ヵ月以上の実務経験者、③
丙種は、受験資格は問わない。

受付…10月1日・2日の両日、午前9時
から午後3時30分まで市役所で。

準備講習会 日時…9月20日(8時
30分～4時)、21日(9
時～4時30分)、所沢市市民会館。

申込…消防本部(元町1-2、☎22-0700)。

*以上くわしくは、消防本部にお尋ねを。

市議会第5回急施臨時会

開催される

乳児に医療費を支給

市税条例の一部も改正す

市議会第5回急施臨時会は、八月一日午後一時に、市役所に招集され、市庁舎議事堂において開会いたしました。招集にあたっての件名は「川越市税条例の一部を改正する条例を定めることについて」ほか二十一件でした。審議した結果の内容は、つぎのとおりです。

△川越市税条例の一 部を改正する条例を 定めることについて

は、地方税法の一部
改正にともない、市街
化区域の農地の課税に
対して、該当する農地
の固定資産税、都市計
画税の税額を、改正し
たものです。

△川越市国民健康保 険税条例の一部を改 正する条例を定める ことについて

は、地方税法等の一
部改正にともない、國
民健康保険税の減額す
る額を、いままで「被保
険者一人につき、九万
円を加算した金額を」
と、ありましたが、こ
れを「被保険者一人に
つき、十万円を加算し
た金額を」と、改めた
ものです。

以上は、第二日(八月二日)

に、質疑あるいは討論ののち
起立採決を実施した結果、原
案どおり、可決しました。

象乳児に係 る家族療養 費または、 療養費の支 給を受けたとき

三、前二号に掲
る条例を定めることについて
は、乳児が、必要とする医療費
を、容易に受けられるようにする
ため、乳児に対する医療費の一
部を、支給することに

より、乳児の保健の向
上と、福祉の増進を図
るために、その内容は
「乳児」とは満二年にならない者
を言い、「対象乳児」は、市内に住
所を有する国民健康保険法によ
る、被保険者、または、規則で定
められた社会保険各法による被扶養
者のうちの「乳児」とし、「支給期
間」は、満二年に達する日の属
する月の末日までとし、「支給の範
囲」は、一、対象乳児が、国民健
康保険法による、療養の給付、ま
たは、療養費の支給を受けたと
いいます。二、社会保険各法により、対
象者」とあります。

条例

例

のほか、受給者証の交
付、受給者証の提示、
支給の申請、支給の方法届出の義
務、支給金の返還、委任などを定
めたものです。

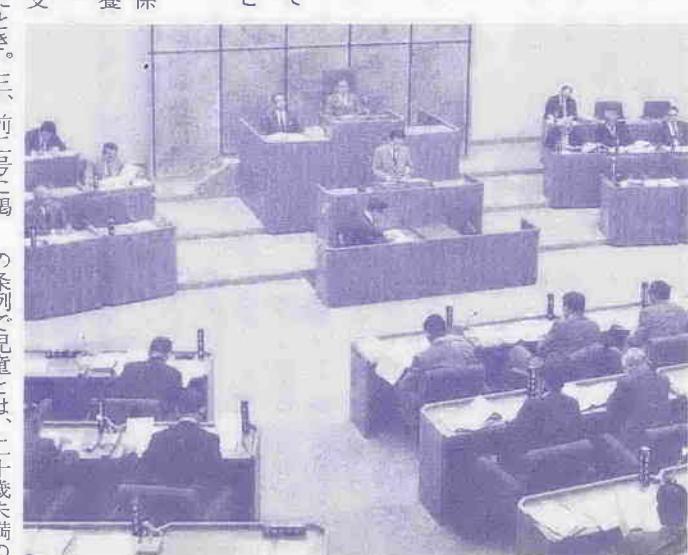
の条例で児童とは、二十歳未満の
者」と、改めたものです。

基金条例の一部を改正する条例
を定めることについて

は、貸付要件等のかんわにより
さらに災害の復旧と、市民生活の
安定を図るためのもので、その内
容は、今まで「貸付け対象およ
び要件」として「三、他から資金
の貸付けを受けることが、困難な
者」とあるを削除し、あらたに

「市長は、特別の事由があると認
めるときは、貸付金について、償
還を延期し、もしくは、減免する
ことができる」と、あらたに条項
を設けたものであります。

以上は、第三日(八月三日)
に、質疑ののち、採決を実
施した結果、原案どおり可決



市議会だより

△川越市乳児医療費支給に関する条例

△川越市災害援護特別資金貸付基
金条例の一部を改正する条例

△川越市在宅重度心身障害児手当
条例

△川越市在宅重度心身障害児手当
条例

市議会第四回定期会は

流会となる

市議会第四回定期会は、六月十
三日に、市役所に招集され、会期

四十八日間にわたり、慎重に審議
しましたが、全議案の審議が、終了

しまったが、全議案の審議が、終了
しないまま、流会となりました。

なお、審議の経過および、一部
可決された案件は、つぎのとおり

です。

第一日（六月十三日）は、会
期を十八日間と決定、諸報告の
のち「継続審査」となっていた

「昭和四十六年度川越市一般会
計歳入歳出決算認定について」
ほか「十特別会計決算」につい
て、審査した結果の決算特別委
員長報告がなされ、審議した結
果、決算特別委員長報告どおり
「継続審査」とすることに決定
続いて、専決処分および継続費
繰越計算書の報告の公表ののち

「川越市税条例の一部を改正す
る条例を定めることについて」
ほか九議案の提案理由の説明。

第三日（六月十五日）は、「專
決処分」二件のうち一件「川
越市職員の勤務時間、休日及
び休暇に関する条例等の一部
を改正する条例」を、質疑の
のち承認。

第四日（六月十六日）は「專
決処分」の「川越市税条例の一
部を改正する条例」について、
質疑。

第六日（六月十八日）第七日
（六月十九日）第八日（六月二十
日）第十九日（六月二十一日）

（六月二十二日）第二十日（六月
二十三日）第二十一日（六月
二十四日）（六月二十六日）第
二十二日（六月二十七日）第二
十三日（六月二十八日）第二
十四日（六月二十九日）第十五
日（六月三十日）第三十二
日（七月十四日）第三十四日
（七月十六日）第三十五日（七
月十七日）は、山村健仁議員・

十日）は、第四日（六月十六
日）に引き続いて「専決処分」

について、質疑。

第十三日（六月二十五日）第
十四日（六月二十六日）第十五
日（六月二十七日）第十六日（六月
二十八日）第十七日（六月二十九日）
三十日）に、引き続いて「専決
処分」について、質疑ののち、
会期を、七月十日まで、十日間
延長。

第二十日（七月一日）第二十
一日（七月三日）第二十二日
(七月四日)第二十三日（七月
五日）は、第十七日（六月二十一
日）に、引き続いて「専決処
分」について、質疑、討論のの
ち採決を実施。賛成者多数によ
り承認。

第二十四日（七月六日）第二
十五日（七月七日）は「川越市
税条例の一部を改正する条例を
定めることについて」質疑。

第二十八日（七月十日）は、
第二十五日（七月七日）に、引
き続いで、提出案に対する質疑
ののち、会期を二十日間延長。

第二十九日（七月十一日）も
提出案に対する質疑。

第三十日（七月十二日）第三
十一日（七月十三日）第三十二
日（七月十四日）第三十四日
（七月十六日）第三十五日（七
月十七日）は、山村健仁議員・

菊地実議員による「市広報に
する」緊急質問。

第四十一日（七月二十三日）
は、正・副議長が、病欠により
仮議長による運営とし仮議長選
挙のため臨時議長として、栗原
一議員を決定。「勧告」を可決。

第四十二日（七月二十四日）
は、仮議長として、栗原定一議
員を承認。

第四十六日（七月二十八日）
は、日程に入らず、散会。

最終日（七月三十日）は、会
期最終日であります。会議
が成立しないため、会期の延長
を諦ることで、会期を終了。

は、川越市職員の勤務時間、休
日及び休暇に関する条例等の一
部を改正する条例」で、国民の
祝日を休日とし、その休日が、
日曜日にある場合は、その翌
日を、休日とする、ことに定め
たものです。

この案件は、本定期会第一日
（六月十三日）に、提案理由の
説明がなされ、第三日（六月十五
日）に、質疑ののち、採決を実施
した結果、承認しました。

専決処分の承認を求めること
について

市議会第一回定期会において
「継続審査」の付託となっていました。
昭和四十六年度川越市一般会
計歳入歳出決算認定について

昭和四十六年度川越市公益質
屋事業特別会計歳入歳出決算認
定について

昭和四十六年度川越市水洗便
所改造資金貸付事業特別会計歳
入歳出決算認定について

昭和四十六年度川越市江川流
域下水路建設事業特別会計歳
入歳出決算認定について

昭和四十六年度川越市川越都
市計画高階第一土地地区画整理事
業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

昭和四十六年度川越市と畜場
事業特別会計歳入歳出決算認定
について

昭和四十六年度川越市競輪事
業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

昭和四十六年度川越市川越都
市計画川越駅西口土地区画整理
事業特別会計歳入歳出決算認定
について

昭和四十六年度川越市川越都
市計画高階第一土地地区画整理事
業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

員を選出し、以後議会を運営。
第四十三日（七月二十五日）
は、日程に入らず、散会。

第四十四日（七月二十六日）
は、第三十五日（七月十七日）
に、引き続いて、菊地実議員に
よる「市広報に関する」緊急質
問を実施し、同質問を終了。

第四十六日（七月二十八日）
は、日程に入らず、散会。

第四十七日（七月二十九日）
は、日程に入らず、散会。

第四十八日（七月三十日）
は、日程に入らず、散会。

第四十九日（七月三十一日）
は、日程に入らず、散会。

第五十日（七月三十一日）
は、日程に入らず、散会。

第五十一日（七月三十一日）
は、日程に入らず、散会。

第五十二日（七月三十一日）
は、日程に入らず、散会。

第五十三日（七月三十一日）
は、日程に入らず、散会。

第五十四日（七月三十一日）
は、日程に入らず、散会。

第五十五日（七月三十一日）
は、日程に入らず、散会。

第五十六日（七月三十一日）
は、日程に入らず、散会。

第五十七日（七月三十一日）
は、日程に入らず、散会。

第五十八日（七月三十一日）
は、日程に入らず、散会。

第五十九日（七月三十一日）
は、日程に入らず、散会。

第六十日（七月三十一日）
は、日程に入らず、散会。

第六十一日（七月三十一日）
は、日程に入らず、散会。

第六十二日（七月三十一日）
は、日程に入らず、散会。

第六十三日（七月三十一日）
は、日程に入らず、散会。

第六十四日（七月三十一日）
は、日程に入らず、散会。

第六十五日（七月三十一日）
は、日程に入らず、散会。

第六十六日（七月三十一日）
は、日程に入らず、散会。

第六十七日（七月三十一日）
は、日程に入らず、散会。

第六十八日（七月三十一日）
は、日程に入らず、散会。

第六十九日（七月三十一日）
は、日程に入らず、散会。

第七十日（七月三十一日）
は、日程に入らず、散会。

第七十一日（七月三十一日）
は、日程に入らず、散会。

第七十二日（七月三十一日）
は、日程に入らず、散会。

第七十三日（七月三十一日）
は、日程に入らず、散会。

第七十四日（七月三十一日）
は、日程に入らず、散会。

専決処分

勧告

勧告